

(19)日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11)特許出願公開番号

特開2001-202454

(P2001-202454A)

(43)公開日 平成13年7月27日 (2001.7.27)

(51)Int.Cl. ⁷	識別記号	F I	テーマコード*(参考)
G 0 6 F 17/60	Z E C	G 0 6 F 13/00	3 5 4 D 5 B 0 4 9
		15/21	Z E C Z 5 B 0 7 5
13/00	3 5 4		3 3 0 5 B 0 8 9
17/30		15/40	3 1 0 F
			3 7 0 Z
審査請求 未請求 請求項の数6 O L (全6頁)			

(21)出願番号 特願2000-14478(P2000-14478)

(22)出願日 平成12年1月24日(2000.1.24)

(71)出願人 397034899

株式会社東急百貨店

東京都渋谷区道玄坂2丁目24番1号

(72)発明者 田淵 也寸志

東京都渋谷区道玄坂2丁目24番1号 株式会社東急百貨店内

(74)代理人 100088328

弁理士 金田 暢之 (外2名)

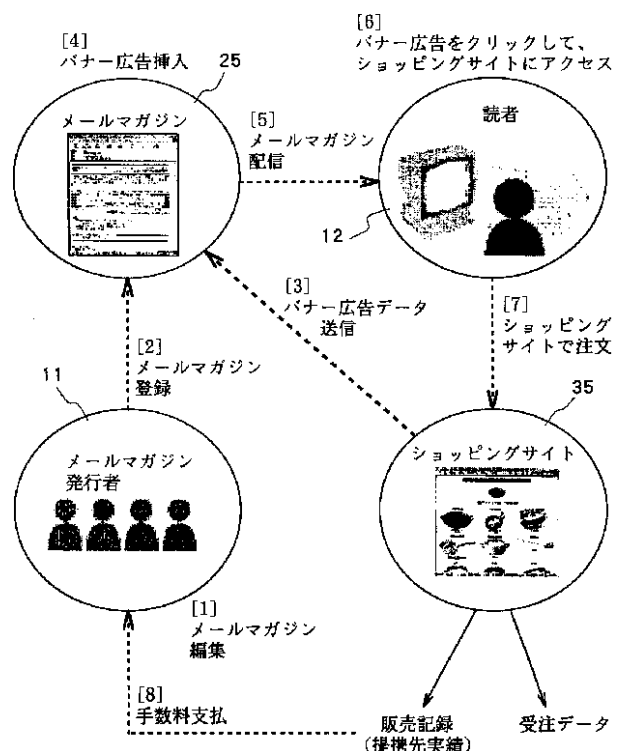
最終頁に続く

(54)【発明の名称】 メールマガジン連携アフィリエイト方法及びシステム

(57)【要約】

【課題】 メールマガジンと提携することにより、インターネット上のショッピングサイトへの集客を促進し、ショッピングサイトの売り上げの向上を図る。

【解決手段】 メールマガジンの配送を請け負うメールマガジン配信サイト25をインターネット上に設け、メールマガジン発行者11は、メールマガジンを編集してメールマガジン配信サイト25に登録する。メールマガジン配信サイト25は、登録されたメールマガジンにショッピングサイトのバナー広告を挿入して読者12に配信する。メールマガジンを受け取った読者12がそのバナー広告をクリックしてショッピングサイト35にアクセスし、そのショッピングサイト35で注文したときは、その売り上げを集計する。ショッピングサイト35での売り上げ実績等に応じて、メールマガジン発行者11に手数料を支払う。



【特許請求の範囲】

【請求項1】 メールマガジン発行者が編集したメールマガジンに、ネットワーク上のショッピングサイトの広告を挿入する段階と、

前記ネットワークを介して、前記広告が挿入されたメールマガジンを読者に配信する段階と、

前記読者からの前記広告を経由した前記ショッピングサイトへのアクセスを受け付け、前記ショッピングサイトでの前記アクセスに対応した販売実績を記録する段階と、

前記メールマガジンごとの前記販売実績に応じて、該当するメールマガジン発行者に対して手数料を支払う段階と、

を有するメールマガジン連携アフィリエイト方法。

【請求項2】 ネットワーク上に、メールマガジン発行者からは独立したメールマガジン配信サイトが設けられ、

前記メールマガジン配信サイトが、挿入する段階と配信する段階とを実行する、請求項1に記載のメールマガジン連携アフィリエイト方法。

【請求項3】 ネットワークがインターネットであり、メールマガジンを識別するための提携先コードをストリングとして含む、ショッピングサイトのURLが、広告に記載されている請求項2に記載のメールマガジン連携アフィリエイト方法。

【請求項4】 メールマガジン発行者が編集したメールマガジンの内容を格納するメールマガジンコンテンツデータベースと、

メールマガジンごとの読者を記録したメールマガジン読者データベースと、

前記メールマガジンコンテンツデータベースに格納されたメールマガジンに、ネットワーク上に設けられたショッピングサイトの広告を挿入し、前記広告が挿入された前記メールマガジンを、前記メールマガジン読者データベースを参照して前記ネットワークを介し前記読者に配信するメールマガジン配送サーバと、

前記ショッピングサイトでの前記広告を経由したアクセスによる販売実績をメールマガジンごとに格納する提携先実績データベースと、

を有するメールマガジン連携アフィリエイトシステム。

【請求項5】 提携先実績データベースに格納された販売実績に応じて該当するメールマガジン発行者に対して手数料を支払う、請求項4に記載のメールマガジン連携アフィリエイトシステム。

【請求項6】 ネットワークがインターネットであって広告にショッピングサイトのURLが記載され、

メールマガジン配送サーバが、メールマガジンを識別するための提携先コードをストリングとして前記URLに付加する、請求項5に記載のメールマガジン連携アフィリエイトシステム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、インターネットなどのネットワークを利用した商品や役務などの販売、提供の分野に関し、ショッピングサイトとそのショッピングサイトに顧客を誘導しうる他のコンテンツの所有者、発行者とが提携して構成されるアフィリエイトプログラム及びアフィリエイトシステムに関する。

【0002】

- 10 【従来技術】一般消費者へのインターネット(Internet)の急速な浸透に伴って、インターネットなどのネットワークにサーバを接続してそこにいわゆる仮想店舗や仮想ショッピングモールを構築し、ネットワークを介して消費者からの注文を受け付ける事業が広範に行われるようになってきている。例えば、書籍やコンパクトディスク(CD)の販売、パーソナルコンピュータやその部品、プログラムなどの販売、航空券やコンサートのチケットなどの販売、パッキングツアーの受け付け、ホテルや旅館の予約、賃貸アパートの申込みなどのサイトが開設されている。この明細書では、インターネットなどのネットワーク上のサイトであって消費者がそのネットワークを介してアクセス可能であり、商品や役務についての消費者からの注文を受け付けたり消費者に対して販売したり、あるいは商品や役務に関する情報を消費者に提供するサイトのことをショッピングサイトと呼ぶ。

- 20 【0003】ネットワーク上にショッピングサイトをただ開設しただけでは、十分な数の消費者の注目を得ることはできず、事業としては好ましくない結果を生じることになる。そこで、ショッピングサイトの広告・宣伝活動を行うことになるが、ネットワーク、特にインターネット上に設けられるサイトであるという特質を生かし、インターネットを利用した広告、例えば、WWW(world wide web)ページ(ウェブページ：いわゆる広義のホームページ)内に貼り付けられたバナー広告が広く用いられている。WWWページに貼り付けられたバナー広告の場合、そのWWWページを表示しているインターネットブラウザ(単にブラウザともいう)上でそのバナー広告を消費者がクリックすることにより、バナー広告にリンクしているページにブラウザ上でジャンプすることが可能であるから、リンク先をショッピングサイトのWWWページとして、消費者をそのショッピングサイトに誘導することができる。さらに、ショッピングサイト側において、どのWWWページのどのバナー広告を経由して消費者がそのショッピングサイトにアクセスしてきたかを知ることができるため、消費者が経由してきたWWWページの開設者に対し、経由してきた消費者の数や、経由してきた消費者によるそのショッピングサイトの売り上げに応じて、手数料(コミッション、インセンティブ)を支払うことが可能である。既に、ショッピングサイトの開設者がWWWページの開設者と提携し、WWWペー

ジにショッピングサイトのバナー広告を出稿し、そのバナー広告を経由した消費者の売り上げに応じてWWWページの開設者に手数料を支払うような方法（アフィリエイトプログラム）が、事業として成立している。

【0004】ところで、最近、インターネット上のメディアの一形態として、メールマガジンが普及しつつある。メールマガジンは、特定のジャンルの話題に関する記事や投稿などを編集して電子メールの形式で定期的あるいは不定期に会員（読者）に送付されるものである。メールマガジンが大規模となり会員数が増えると、会員の入会、退会の管理が煩雑になったり、メールマガジンを個々の会員に電子メールとして送信するためのメールサーバとして能力の高いものが要求されたり、インターネット側への接続回線として広帯域のものが必要となったりするため、会員データベースの維持とメールマガジンの配信の代行を請け負う専門の業者も現れるに至っている。このような業者にメールマガジンの配信代行を委託すると、メールマガジンの発行者がメールマガジンの内容を編集してその業者に送付するだけで、メールマガジンが各読者に自動的に配送されることになる。

【0005】

【発明が解決しようとする課題】メールマガジンは、特定のジャンルの話題に関心のある人の集団に対して配信されるものであるため、そのジャンルに関連した商品や役務を扱うショッピングサイトにとっては、効果的な広告媒体となる可能性を秘めている。既に、一部のメールマガジンでは、広告料を受け取る代わりに広告をメールマガジン中に掲載している。しかしながら、広告としての効果に応じてメールマガジンの発行者に手数料を払うシステム、すなわちWWWサーバに対するようなアフィリエイト方法（アフィリエイトプログラム）やアフィリエイトシステムは、未だ実現されていない。

【0006】本発明の目的は、メールマガジンと提携することにより、ネットワーク上のショッピングサイトへの集客を促進し、ショッピングサイトの売り上げの向上を図ることができるメールマガジン連携アフィリエイト方法及びシステムを提供することにある。

【0007】

【課題を解決するための手段】本発明のメールマガジン連携アフィリエイト方法では、メールマガジン発行者が編集したメールマガジンに、インターネットなどのネットワーク上のショッピングサイトの広告を挿入し、そのネットワークを介して、広告が挿入されたメールマガジンを読者に配信する。ショッピングサイトでは、その広告を見た読者からの広告を経由したショッピングサイトへのアクセスを受け付け、販売実績を記録する。そして、メールマガジンごとの販売実績に応じて、該当するメールマガジン発行者に対して手数料を支払う。

【0008】本発明のメールマガジン連携アフィリエイト

トシステムは、メールマガジン発行者が編集したメールマガジンの内容を格納するメールマガジンコンテンツデータベースと、メールマガジンごとの読者を記録したメールマガジン読者データベースと、メールマガジンコンテンツデータベースに格納されたメールマガジンに、ネットワーク上に設けられたショッピングサイトの広告を挿入し、広告が挿入されたメールマガジンを、メールマガジン読者データベースを参照してネットワークを介し読者に配信するメールマガジン配送サーバと、ショッピングサイトでの広告を経由したアクセスによる販売実績をメールマガジンごとに格納する提携先実績データベースと、を有する。

【0009】

【発明の実施の形態】次に、本発明の好ましい実施の形態について、図面を参照して説明する。図1は、本発明の実施の一形態のメールマガジン連携アフィリエイトシステムの構成を示すブロック図である。

【0010】インターネット10には、メールマガジン発行者11と読者12とがそれぞれのクライアント装置（不図示：インターネットブラウザなどを含むパソコンなど）によって接続している。特に、読者12側のクライアント装置としては、パソコンなどの他に、インターネット接続機能を有する携帯電話機や携帯情報端末（PDA）などが使用できる。さらにインターネット10には、メールマガジンを読者に配信するためのメールマガジン配送サーバ20と、読者を含む一般消費者に対して商品や役務の販売、提供を行うためにこれら一般消費者からの注文を受け付けたり一般消費者に対して情報を提供するショッピングサイトサーバ30とが、接続している。

【0011】メールマガジン配送サーバ20には、メールマガジンごとの読者（会員）のリストを格納したメールマガジン読者データベース21と、メールマガジンの内容（コンテンツ）を格納したメールマガジンコンテンツデータベース22と、メールマガジンごとに提携しているショッピングサイトに関する情報とそれらショッピングサイトのバナー広告のデータ（広告文など）を格納する提携先データベース23とが接続している。メールマガジン発行者11は、インターネット10を介してメールマガジン読者データベース21にアクセスして、発行するメールマガジンの読者（会員）についての情報を参照し更新することができる。さらに、メールマガジン発行者11は、編集したメールマガジンをインターネット10を介してメールマガジンコンテンツデータベース22に登録することができる。メールマガジン配送サーバ20は、メールマガジンコンテンツデータベース22に格納されたメールマガジンの内容（本文）に、提携先データベース23に格納されたバナー広告を挿入し、メールマガジン読者データベース21を参照して、そのメールマガジンに対応する読者12にインターネット10

を介して電子メール形式で配信する機能を有する。

【0012】メールマガジン配送サーバ20とメールマガジン読者データベース21とメールマガジンコンテンツデータベース22と提携先データベース23とによって、インターネット10に接続したメールマガジン配信サイト25が構成されることになる。なお、メールマガジン配信サイト25は、通常は、メールマガジン発行者11からメールマガジンの配信を委託された業者が開設するものである。以下に述べるショッピングサイト35の開設者がメールマガジン配信サイト25を兼営してもよいし（この場合、メールマガジン配信サイト25とショッピングサイト35とを一体化してもよい）、ショッピングサイト35の事業主体とメールマガジン配信サイト25の事業主体とが全く異なってもよい。

【0013】また、ショッピングサイトサーバ30には、受注情報（販売情報）を格納する受注データベース（受注DB）31と、提携先のメールマガジンごとの売り上げ件数や売り上げ金額などの販売記録を格納する提携先実績データベース32とが接続している。これらショッピングサイトサーバ30、受注データベース31及び提携先実績データベース32によって、ショッピングサイト35が構成されている。図示されていないが、ショッピングサイト35には、そのサイトで販売する商品や役務などの情報、消費者に商品カタログとして示す情報などを格納したデータベースも設けられており、ショッピングサイトサーバ30は、そのデータベースを使用して、商品情報などを客（消費者）に提示して客からの注文等を電子的に受け付ける。

【0014】メールマガジンは電子メールとして読者に届けられるものであるため、バナー広告は、基本的にはテキストデータで構成されるものとする。そして、バナー広告は、その読者12がそのインターネットブラウザ上で対応するショッピングサイトにジャンプできるように、そのショッピングサイトのWWWページのアドレス（URL；uniform resource locator）の記載を含んでいる。本発明では、ショッピングサイト35にアクセスしてきた読者12が提携しているどのメールマガジンの読者であったかをショッピングサイト35側で知ることができるようにするために、メールマガジンを識別するための情報（提携先コード）をストリングとしてショッピングサイト35のURLに付加するようにする。提携先コードは、予めバナー広告の文面に記載しておくのではなく、バナー広告の文面とは別個に提携先データベース23に格納し、メールマガジンの配信時に、メールマガジン配送サーバ20がバナー広告の文面に埋め込むようにすることが、ショッピングサイト35側の処理の軽減や柔軟な処理の実現のために好ましい。

【0015】次に、図2を用いて、このシステムによりメールマガジンとショッピングサイトとを連携させた場合の処理を説明する。ここでは、予め、メールマガジン

ごとの読者（会員）情報が既にメールマガジン読者データベース21に整備され、また、ショッピングサイト35と提携するメールマガジンの情報が提携先データベース23に登録されているものとする。

【0016】まずメールマガジン発行者11が、メールマガジンを編集し、インターネット10を介して、編集したメールマガジンの内容（本文）をメールマガジン配信サイト25のメールマガジンコンテンツデータベース22に登録する。また、ショッピングサイト35からは、メールマガジンに挿入すべきバナー広告のデータ（広告文）がメールマガジン配信サイト25に送信され、提携先データベース23に格納される。

【0017】次にメールマガジン配信サイト25において、メールマガジン配送サーバ20が、メールマガジンコンテンツデータベース22に格納されたメールマガジンの内容（本文）に、メールマガジン読者データベース21を参照して、メールマガジンの読者12にインターネット10を介して電子メール形式で配信する。この配信は、メールマガジンごとに定期的に行われる。その際、メールマガジン配送サーバ20は、提携先データベース23を参照し、ショッピングサイト35と連携しているメールマガジンについては、そのショッピングサイト35のバナー広告をメールマガジン本文中に挿入してから、そのメールマガジンを配信する。バナー広告の挿入位置は、メールマガジン配信サイト25が取扱う各メールマガジンに共通にメールマガジン配信サイト25が一律に定めたものであってもよいし、例えばメールマガジンの本文にタグを挿入することにより、メールマガジン発行者11が指定できるようにしてもよい。バナー広告には、上述したように、メールマガジンの提携先コードをストリングとして含む、ショッピングサイト35のURLが記載されている。

【0018】メールマガジンを電子メールとして受信して読んだ読者12は、そのメールマガジン中のバナー広告に興味を持てば、読者12のクライアント装置（例えばパソコンなど）上で、そのバナー広告のURL部分を例えばマウスなどでクリックする。最近のメールソフト（メーラー）は、電子メール本文中に記載されたURL部分をクリックすることにより、連携するブラウザが立ち上がってそのURLで識別されるWWWページを表示するようになっているから、結局、その読者12は、バナー広告に対応するショッピングサイト35にアクセスすることになる。上述したようにURLにはストリングとしてメールマガジンの提携先コードが含まれているから、ショッピングサイト35側では、アクセスしてきた客がどのメールマガジンの読者であるかを知ることができる。そして、その客（読者12）がショッピングサイト35に対して注文したときは、ショッピングサイト35のショッピングサイトサーバ30は、受注データを受注データベース31の格納するとともに、提携先のメー

ルマガジンごとの販売記録（提携先実績）を提携先実績データベース32に記録する。

【0019】ショッピングサイト35は、定期的に提携先実績データベース32内の販売記録を集計し、メールマガジンごとに、例えば該当期間の売り上げに応じて、そのメールマガジンの発行者に対して手数料を支払う。メールマガジン発行者11に対する手数料の支払い基準としては、対応するメールマガジン中のパナー広告をクリックすることによりショッピングサイトにアクセスしてきた客の売り上げ全体に比例した手数料を払うというもの、メールマガジン中のパナー広告をクリックした客の総数を売り上げに加味したもの、あるいは、注文された商品の種類に応じて手数料を増減するというものなど、各種のものが考えられよう。また、支払いの方法としても、メールマガジン発行者11に対して銀行送金などで直接支払う方法のほか、メールマガジン発行者11がメールマガジンの配信を委託することに関してメールマガジン配信サイトに支払う手数料から割引く方法や、メールマガジン発行者11自身がそのショッピングサイト35で買い物をするとときに相殺する方法など、各種の方法が考えられる。

【0020】

【発明の効果】以上説明したように本発明は、ネットワ*

*ークを介して配信されるメールマガジンとネットワーク上のショッピングサイトとを連携させることにより、メールマガジンの発行者に対してインセンティブを与えつつ、ショッピングサイトに効率的に集客でき、売り上げを向上できるという効果がある。

【図面の簡単な説明】

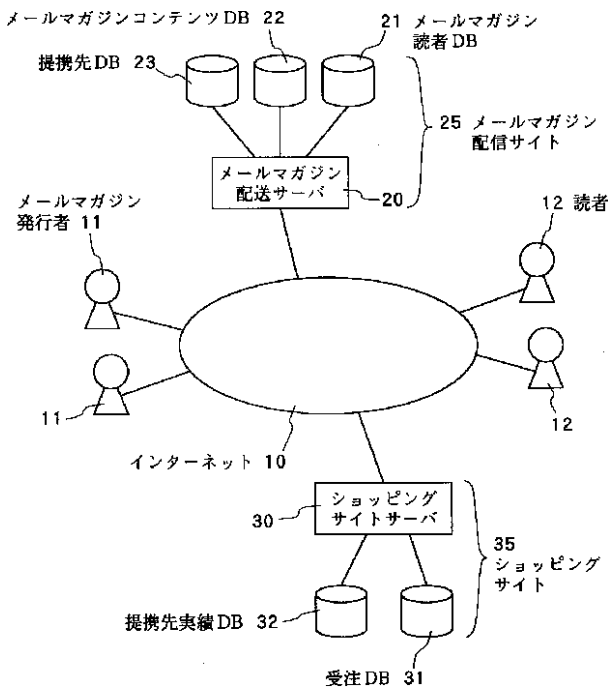
【図1】本発明の実施の一形態のメールマガジン連携アフィリエイトシステムの構成を示すブロック図である。

【図2】図1に示すシステムを使用した、メールマガジンとショッピングサイトとの連携を説明する図である。

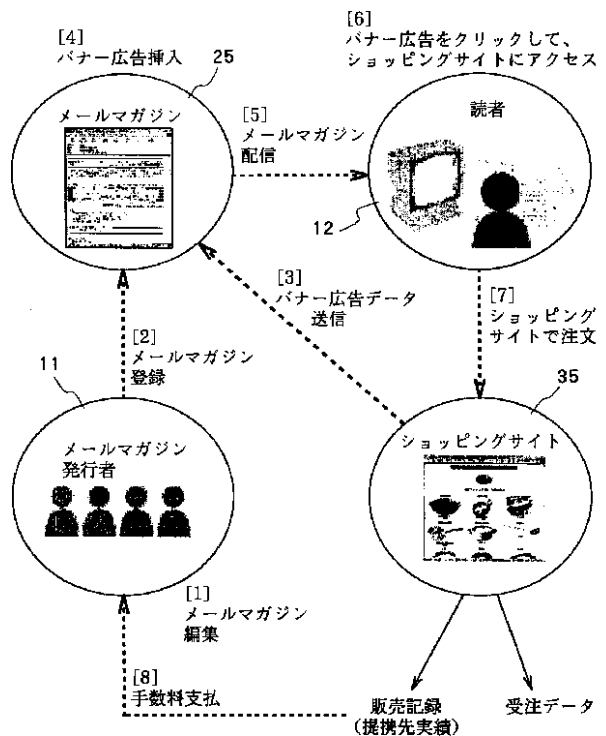
【符号の説明】

- 10 インターネット
- 11 メールマガジン発行者
- 12 読者
- 20 メールマガジン配送サーバ
- 21 メールマガジン読者データベース
- 22 メールマガジンコンテンツデータベース
- 23 提携先データベース
- 25 メールマガジン配信サイト
- 20 30 ショッピングサイトサーバ
- 31 受注データベース
- 32 提携先実績データベース
- 35 ショッピングサイト

【図1】



【図2】



フロントページの続き

Fターム(参考) 5B049 BB11 BB49 CC02 CC05 CC36
DD01 EE01 EE05 FF03 FF04
GG04 GG07
5B075 KK03 KK07 KK13 KK20 KK33
KK37 ND03 ND20 ND23 ND36
NK10 NK13 NR03 NR12 PP03
PP13 PP30 PQ02 PQ10 PQ32
UU24 UU40
5B089 GA11 GB03 GB04 HA10 JA08
JA22 JA33 JA36 JB01 JB22
KA04 KB07 KC59 LA02 MC02